

印西市告示第67号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

平成18年3月31日

印西市長 山崎 山洋

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
木下南一丁目		木下	池田	656の内 657の1の内～657の3の内 658の内 673の内 677の1の内 677の3の内～677の6の内 680の3 680の24の内 698の3 703の1 706 707 708の1～708の3 709 710の1～710の5 711の2の内 711の3の内 711の4～711の7 711の8の内 715の内 716の内 717 718の内 719の2の内 720の内 721の1の内 721の2の内 722の内 723 724 725の53 725の54 725の61 725の124 725の132 725の148 725の163 725の176 726 728～730 731の1～731の3 732 733 734の1 734の2 734の3の内 735 736の1 736の2 737 739の1～739の5 740 741 749 788の2の内 789の5～789の12 790の3 790の6 790の7 790の13 790の14 792の1の内 792の3の内 793の1の内 794の1 794の2の内 794の3 795の内 795の2の内 796の内
木下南二丁目		木下	池田	640の1の内 640の2 641～644 645の1 645の2 646 647 648の1～648の3 649～653 654の1 654の2 655 656の内 657の1の内～657の3の内 658の内 659～662 663の1～663の6 664 665の1～665の4 666 667の1～667の3 668の1 668の2 669～67

				2 673の内 674~676 677の1の内 677の2 677の3の内~677の6の内 677の7~677の9 678の1 678の2 679の1 680の1 680の24の内 684の2 711の1 711の2の内 711の3の内 711の8の内 712~714 715の内 716の内 718の内 719の1 719の2の内 719の3 719の4 720の内 721の1の内 721の2の内 722の内 734の3の内 795の内 795の2の内 796の内 796の2の内 797の1~797の3 798の1~798の5
	竹袋	氏神前		500の5の内 501の3の内 502の1の内 505の1の内~505の4の内 506の1 506の2の内 506の3 506の6 513の3 519の1 519の2 520の1 521の1 521の2 533の内 534の1~534の3 535の1 535の2 536の1 537の1 537の2 538の1 538の2 539~542
		根切		543の1~543の3 544の1の内 544の2の内 545の1の内 545の2 545の5の内 545の6の内 546の4の内 611の1の内 612の1の内
		天神台		618の7の内 618の8の内 618の9~618の15 618の21の内 618の63の内 627の3の内 629の1の内 630の1の内 631の1の内 632 633 634の1 634の2 635の1の内 635の2の内 636の1の内 637の1の内
竹袋	根切	木下	池田	640の1の内 640の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成17年11月1日現在の登記事項証明書によるものである。